（各地方公共団体に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の定額減税見込額は、地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「定額減税見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times \alpha$$

算式の符号	
A	定額減税見込額
α	1.0412752

3　法第三条の二第二項の場合において、令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第五項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　略］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［略］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額又は法第三条の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額をそれぞれ住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額又は定額減税減収補塡特例交付金総額として法第三条第二項又は法第三条の二第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から同項の減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第四項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　同上］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［同上］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する地方特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額を地方特例交付金総額として同条第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の地方特例交付金から適用する。

2　令和六年度分の地方特例交付金に限り、富山県、石川県及びこれらの県内の市町村におけるこの省令による改正後の地方特例交付金に関する省令第四条第一項及び第四条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該年度の五月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。